

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年10月14日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 泰彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券に係るファンドの名称】 しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）  
（愛称：アジアの恵み）

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券の金額】 継続申込期間  
（平成28年3月26日から平成29年3月24日まで）  
1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成28年3月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を、以下の内容に訂正します。

下線部分\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

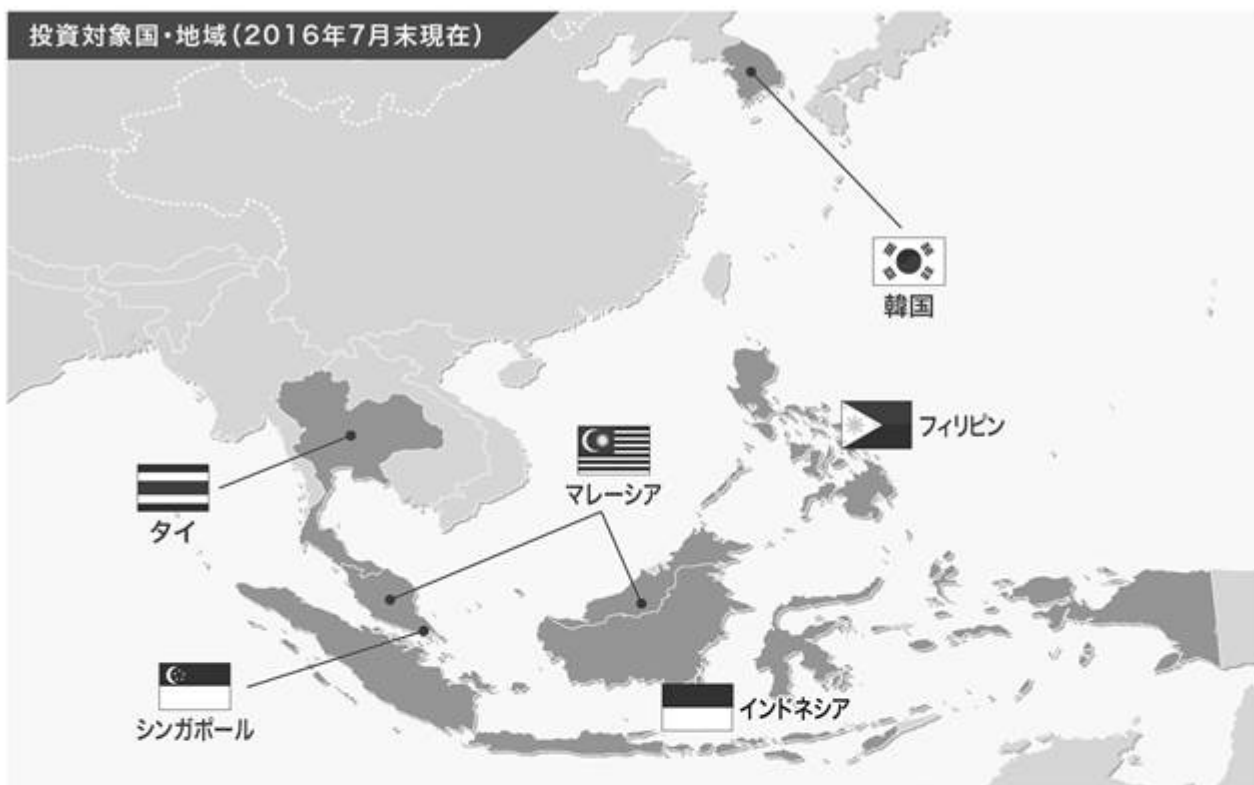
#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの特色

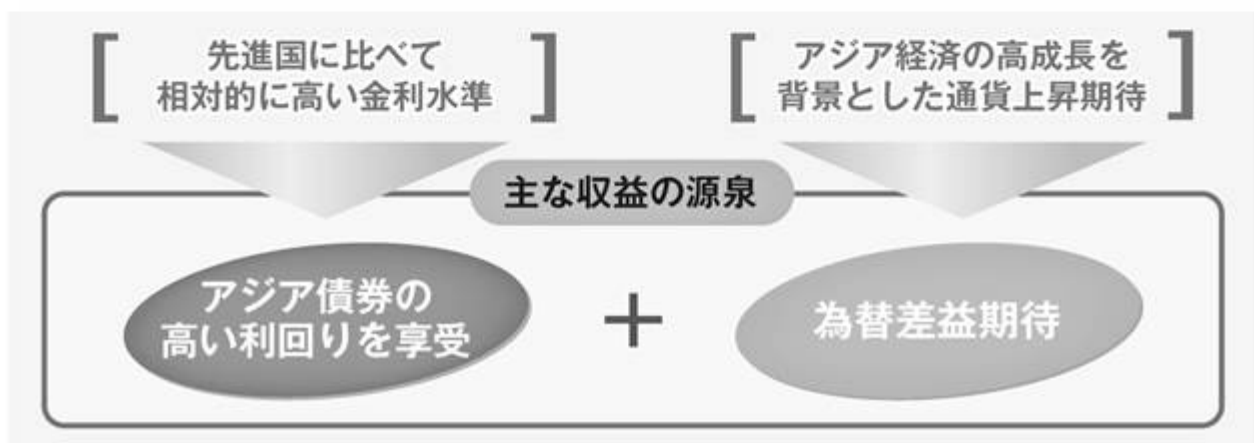
以下の内容に更新、訂正します。

#### <特色1> アジアの国債を中心に投資します。

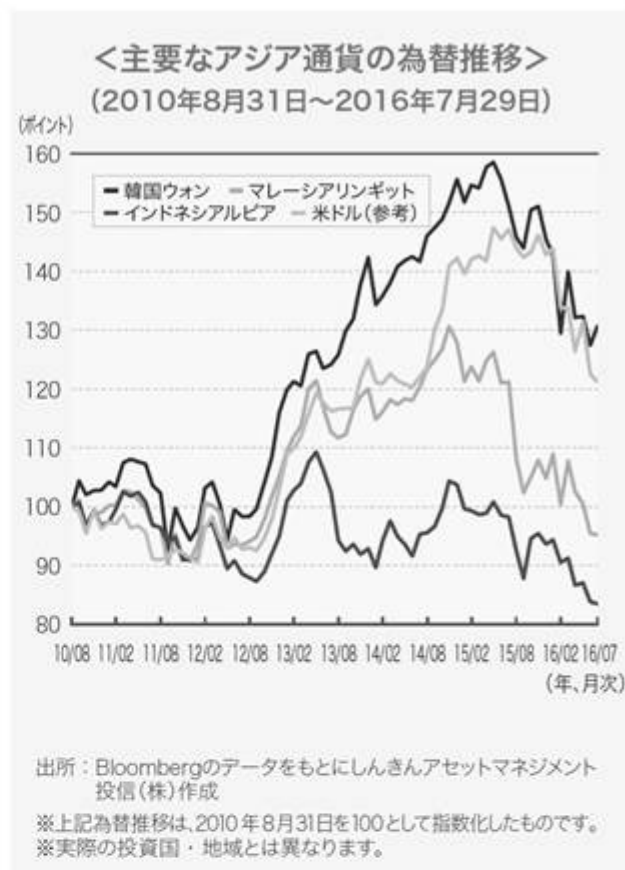
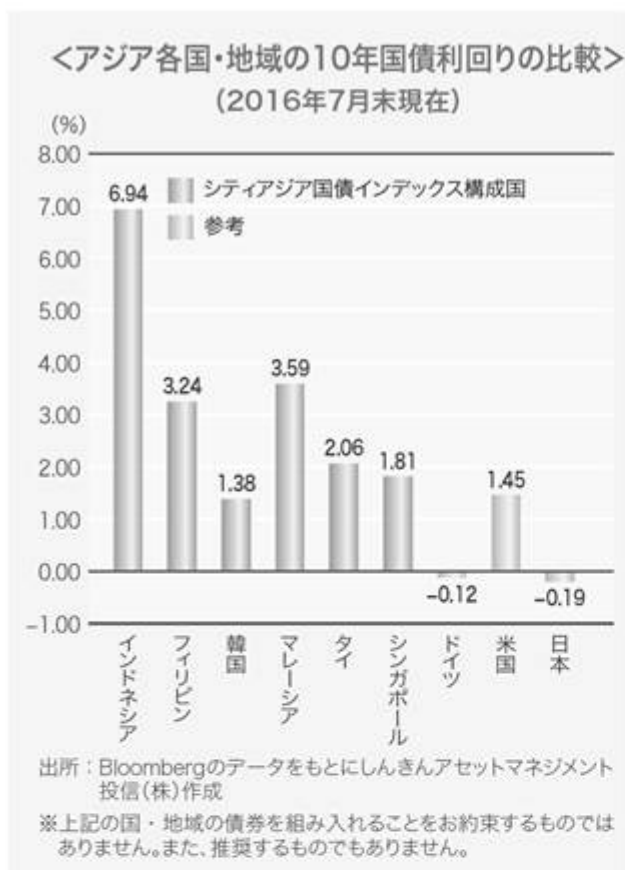


※上記の投資対象国・地域は将来変更となる場合があります。

#### <特色2> 利子収入と通貨上昇による信託財産の成長を期待できます。



## < (参考) アジアの金利および為替の状況 >



## < 運用方針 >

- 新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建ソブリン債券<sup>※1</sup> および準ソブリン債券<sup>※2</sup> への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- シティアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）<sup>※3</sup> を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- 本国通貨建債券のほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合があります。（米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に本国通貨建となるように外国為替予約取引等<sup>※4</sup>を行います。）
- 実質的に、アジア投資対象国の通貨に投資しますので、アジアの各通貨の為替相場の影響を受けます。アジア通貨高の場合は、値上がり益を享受することが期待できます。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

※3 「シティアジア国債インデックス」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

※4 一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引とは、資本規制を実施している通貨への実質的な投資等を目的として、取引時に決定した取引価格と決済期日における実勢直物価格の差額を想定元本に乗じて得た額を米ドルなどで決済する取引です。直物為替先渡取引は、通常の外国為替予約取引と比べ、市場の需給や規制の影響等を大きく受けやすく、為替予約価格が理論上の価格からかい離する場合があります。

※5 市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<(参考) シティアジア国債インデックスの構成国の格付け状況> (2016年7月末現在)

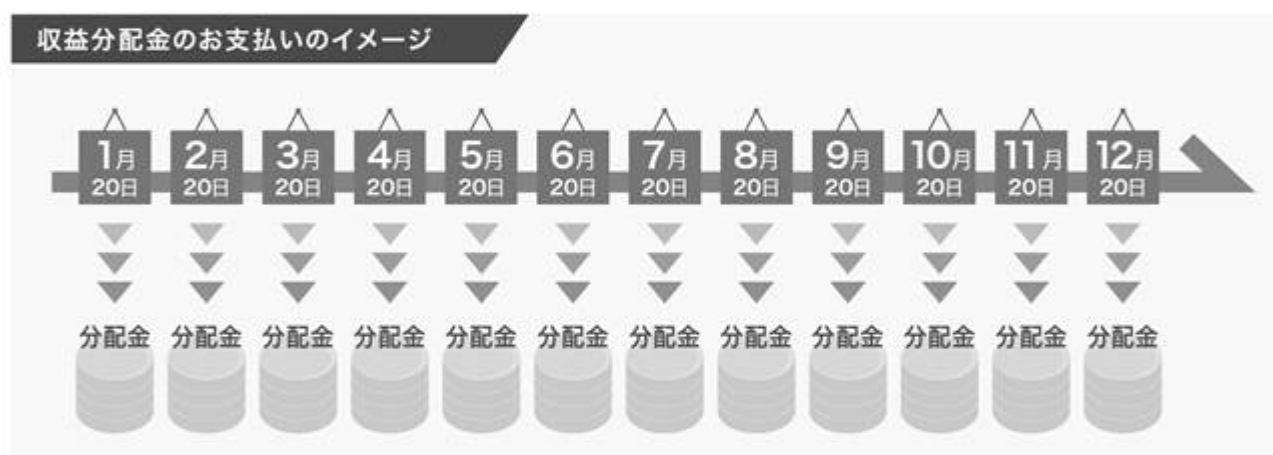
投資国	ソブリン格付	
	S&P	Moody's
インドネシア	BB+	Baa3
マレーシア	A	A3
フィリピン	BBB	Baa2
シンガポール	AAA	Aaa
韓国	AA-	Aa2
タイ	A-	Baa1

出所：Bloomberg、S&P、Moody'sのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信(株)作成

※自国通貨建長期債格付

◆ 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。)

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

## <追加的記載事項>

### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

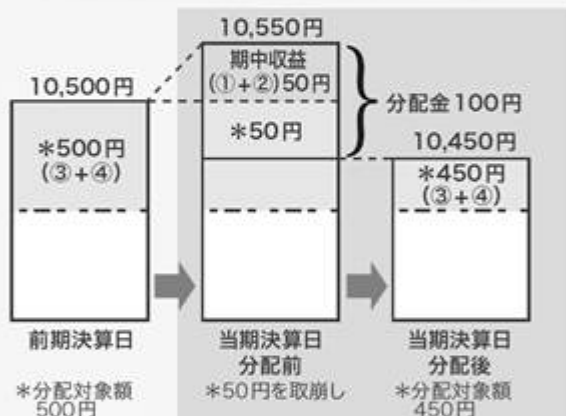
投資信託で分配金が支払われるイメージ



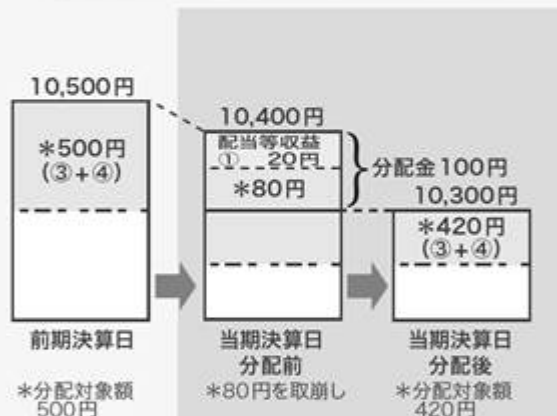
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算から基準価額が下落した場合

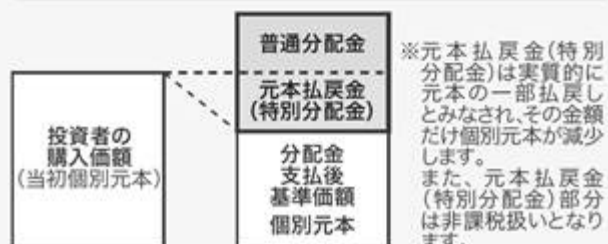


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

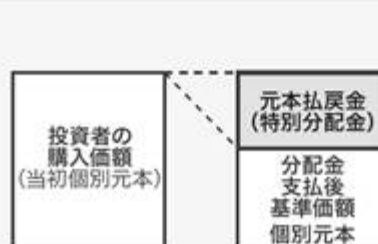
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ●金利変動と債券価格の関係について

### 金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると債券の価格は値上がりします。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

## ●外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

### 為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。

円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

### ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんアジア債券マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 2【投資方針】

### (5)【投資制限】

訂正後の内容を記載しています。

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出しにより取得する株券
  - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
  - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図



- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約の指図を行うものとします。
- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図を行うものとします。
- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係

る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約の指図を行うものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- 4) 1) の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内および、一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内の額とします。
- 3) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 4) 1) の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 5) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- 2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(後略)

## 3【投資リスク】

原届出書の「3 投資リスク」の参考情報については、以下の内容に更新、訂正します。

## ● 当ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移

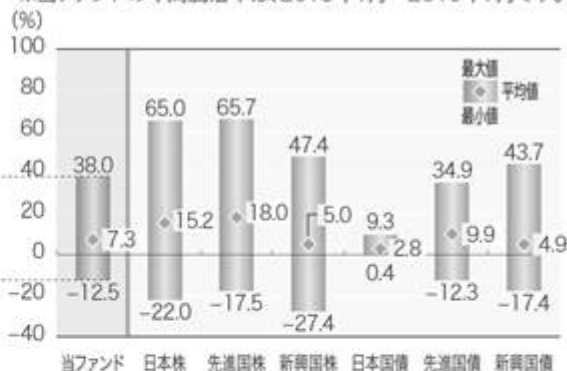


※当ファンドの年間騰落率は、2013年1月～2016年7月です。  
 ※基準価額(分配金再投資後)は、2012年1月末～2016年7月末です。

## ● 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(期間: 2011年8月～2016年7月)

※当ファンドの年間騰落率は、2013年1月～2016年7月です。



出所: 株式会社野村総合研究所

※上記の左グラフは各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。  
 ※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。  
 ※上記の右グラフは、当ファンドについては2013年1月から2016年7月の、代表的な資産クラスについては2011年8月から2016年7月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 <代表的な資産クラスの指数>  
 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、先進国株: MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)、新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)、日本国債: NOMURA-BPI国債、先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。各指数の詳細は、下記「代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について」をご参照ください。

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
 MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債  
 NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税上の取扱いについて

<訂正前>

## 1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。また、2016年4月より20歳未満の方がご利用になれる「ジュニアNISA」が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	---

課税上は株式投資信託として取り扱われますが、配当控除の適用はありません。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

## 1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
-------------	---

換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称:NIISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNIISA(ニーサ)」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	---

課税上は株式投資信託として取り扱われますが、配当控除の適用はありません。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、以下の内容に更新、訂正します。

## (1)【投資状況】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

平成28年7月29日現在

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,844,764,980	98.41
小計		1,844,764,980	98.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		29,741,564	1.59
合計（純資産総額）		1,874,506,544	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

## (参考)しんきんアジア債券マザーファンド

平成28年7月29日現在

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	インドネシア	465,957,120	25.26
国債証券	韓国	368,276,042	19.96
国債証券	マレーシア	362,172,006	19.63
国債証券	フィリピン	273,213,725	14.81
国債証券	タイ	174,768,848	9.47
国債証券	シンガポール	174,417,737	9.46
小計		1,818,805,478	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		25,983,364	1.41
合計（純資産総額）		1,844,788,842	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(注2)現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、国・地域の現金・経過利息等が含まれます。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成28年7月29日現在

国/ 地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきんアジア債券 マザーファンド	1,298,764,419	1.4385	1,868,272,616	1.4204	1,844,764,980	98.41

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年7月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.41
合計	98.41

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。



## 業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考)「しんきんアジア債券マザーファンド」

## 投資信託受益証券の主要銘柄

## 国債証券（評価額上位銘柄）

平成28年7月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	韓国	国債証券	NDFB 3.500 03/10/24	2,200,000,000	10.85	238,838,554	10.91	240,081,811	3.5	2024/3/10	13.01
2	インドネシア	国債証券	INDOGB 6.125 05/15/28	33,000,000,000	0.72	239,294,880	0.72	239,339,760	6.125	2028/5/15	12.97
3	マレーシア	国債証券	MGS 4.498 04/15/30	6,000,000	2,705.07	162,304,325	2,704.73	162,284,256	4.498	2030/4/15	8.79
4	マレーシア	国債証券	MGS 3.480 03/15/23	5,900,000	2,574.23	151,879,867	2,570.19	151,641,530	3.48	2023/3/15	8.21
5	韓国	国債証券	NDFB 4.250 06/10/21	1,200,000,000	10.65	127,907,110	10.68	128,194,231	4.25	2021/6/10	6.94
6	フィリピン	国債証券	RPGB 5.750 11/24/21	49,000,000	251.12	123,051,010	251.17	123,078,082	5.75	2021/11/24	6.67
7	インドネシア	国債証券	INDOGB 12.900 06/15/22	10,000,000,000	1.02	102,359,200	1.02	102,520,800	12.9	2022/6/15	5.55
8	タイ	国債証券	THAIGB 3.850 12/12/25	26,000,000	347.83	90,438,036	343.88	89,411,106	3.85	2025/12/12	4.84
9	タイ	国債証券	THAIGB 3.650 12/17/21	26,000,000	329.32	85,624,390	328.29	85,357,742	3.65	2021/12/17	4.62
10	インドネシア	国債証券	INDOGB 10.250 07/15/27	7,000,000,000	0.98	68,613,440	0.98	68,849,760	10.25	2027/7/15	3.73
11	シンガポール	国債証券	SIGB 3.125 09/01/22	750,000	8,522.15	63,916,145	8,474.90	63,561,780	3.125	2022/9/1	3.45
12	シンガポール	国債証券	SIGB 3.500 03/01/27	700,000	9,028.35	63,198,483	8,945.53	62,618,740	3.5	2027/3/1	3.39
13	フィリピン	国債証券	RPGB 5.375 03/01/27	24,000,000	259.37	62,248,805	258.04	61,930,565	5.375	2027/3/1	3.36
14	インドネシア	国債証券	INDOGB 7.000 05/15/27	7,000,000,000	0.78	54,988,080	0.78	55,246,800	7	2027/5/15	2.99
15	フィリピン	国債証券	RPGB 4.125 08/20/24	23,000,000	233.87	53,790,339	234.87	54,022,124	4.125	2024/8/20	2.93
16	マレーシア	国債証券	MGS 4.181 07/15/24	1,800,000	2,692.20	48,459,728	2,680.34	48,246,220	4.181	2024/7/15	2.62
17	シンガポール	国債証券	SIGB 2.250 06/01/21	600,000	8,084.07	48,504,469	8,039.53	48,237,217	2.25	2021/6/1	2.61
18	フィリピン	国債証券	RPGB 8.000 07/19/31	10,000,000	342.06	34,206,822	341.82	34,182,954	8	2031/7/19	1.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

平成28年7月29日現在

投資有価証券の種類	投資比率（％）
国債証券	98.59
合計	98.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## 業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成28年7月末日、同日前1年以内における各月末および決算期末の純資産額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
設定時 （平成24年1月13日）		500,000,000	-	10,000	-
第1特定期間	第1期末(平成24年7月20日)	538,294,907	540,089,810	10,497	10,532
第2特定期間	第2期末(平成24年8月20日)	557,406,548	559,249,632	10,585	10,620
	第3期末(平成24年9月20日)	578,736,092	580,651,302	10,576	10,611
	第4期末(平成24年10月22日)	613,262,435	615,264,835	10,719	10,754
	第5期末(平成24年11月20日)	641,573,155	643,594,510	11,109	11,144
	第6期末(平成24年12月20日)	693,369,594	695,477,575	11,512	11,547
	第7期末(平成25年1月21日)	748,329,857	751,363,578	12,334	12,384
第3特定期間	第8期末(平成25年2月20日)	820,945,429	824,159,052	12,773	12,823
	第9期末(平成25年3月21日)	902,286,290	905,747,384	13,035	13,085
	第10期末(平成25年4月22日)	978,507,785	982,108,956	13,586	13,636
	第11期末(平成25年5月20日)	1,055,491,967	1,060,043,424	13,914	13,974
	第12期末(平成25年6月20日)	1,008,091,845	1,013,066,314	12,159	12,219
	第13期末(平成25年7月22日)	1,045,979,279	1,051,071,573	12,324	12,384
第4特定期間	第14期末(平成25年8月20日)	1,042,703,822	1,048,069,659	11,659	11,719
	第15期末(平成25年9月20日)	1,088,271,355	1,093,739,987	11,940	12,000
	第16期末(平成25年10月21日)	1,091,071,730	1,096,599,319	11,843	11,903
	第17期末(平成25年11月20日)	1,094,459,041	1,100,026,762	11,794	11,854
	第18期末(平成25年12月20日)	1,097,481,037	1,103,060,587	11,802	11,862
	第19期末(平成26年1月20日)	1,083,843,197	1,089,437,919	11,624	11,684

第5 特定期間	第20期末(平成26年2月20日)	1,091,251,203	1,096,922,038	11,546	11,606
	第21期末(平成26年3月20日)	1,136,596,541	1,142,379,770	11,792	11,852
	第22期末(平成26年4月21日)	1,158,285,899	1,164,114,653	11,923	11,983
	第23期末(平成26年5月20日)	1,157,278,565	1,163,133,757	11,859	11,919
	第24期末(平成26年6月20日)	1,160,111,583	1,166,037,182	11,747	11,807
	第25期末(平成26年7月22日)	1,198,427,926	1,204,491,100	11,859	11,919
第6 特定期間	第26期末(平成26年8月20日)	1,203,561,744	1,211,634,781	11,927	12,007
	第27期末(平成26年9月22日)	1,280,937,454	1,289,282,564	12,280	12,360
	第28期末(平成26年10月20日)	1,345,988,613	1,354,987,135	11,966	12,046
	第29期末(平成26年11月20日)	1,501,051,442	1,510,287,483	13,002	13,082
	第30期末(平成26年12月22日)	1,562,307,731	1,572,062,281	12,813	12,893
	第31期末(平成27年1月20日)	1,619,333,419	1,629,467,734	12,783	12,863
第7 特定期間	第32期末(平成27年2月20日)	1,684,446,186	1,694,988,016	12,783	12,863
	第33期末(平成27年3月20日)	1,722,287,150	1,733,180,199	12,649	12,729
	第34期末(平成27年4月20日)	1,796,788,043	1,808,111,895	12,694	12,774
	第35期末(平成27年5月20日)	1,847,578,289	1,859,361,118	12,544	12,624
	第36期末(平成27年6月22日)	1,908,777,188	1,921,123,024	12,369	12,449
	第37期末(平成27年7月21日)	1,954,986,164	1,967,700,240	12,301	12,381
第8 特定期間	第38期末(平成27年8月20日)	1,899,981,929	1,913,053,733	11,628	11,708
	第39期末(平成27年9月24日)	1,770,418,733	1,783,566,006	10,773	10,853
	第40期末(平成27年10月20日)	1,877,945,531	1,891,250,503	11,292	11,372
	第41期末(平成27年11月20日)	1,859,066,731	1,872,290,331	11,247	11,327
	第42期末(平成27年12月21日)	1,821,727,702	1,835,071,159	10,922	11,002
	第43期末(平成28年1月20日)	1,777,703,441	1,791,238,649	10,507	10,587
第9 特定期間	第44期末(平成28年2月22日)	1,776,297,846	1,789,943,724	10,414	10,494
	第45期末(平成28年3月22日)	1,848,474,262	1,862,299,936	10,696	10,776
	第46期末(平成28年4月20日)	1,869,553,571	1,883,580,309	10,663	10,743
	第47期末(平成28年5月20日)	1,836,500,451	1,850,814,682	10,264	10,344
	第48期末(平成28年6月20日)	1,792,890,328	1,807,421,572	9,871	9,951
	第49期末(平成28年7月20日)	1,881,364,246	1,896,077,745	10,229	10,309
	平成27年7月末日	1,977,246,121	-	12,139	-
	平成27年8月末日	1,850,308,120	-	11,219	-
	平成27年9月末日	1,766,314,254	-	10,665	-
	平成27年10月末日	1,893,968,804	-	11,279	-
	平成27年11月末日	1,846,259,795	-	11,251	-
	平成27年12月末日	1,844,917,890	-	10,925	-
	平成28年1月末日	1,859,750,623	-	10,970	-
	平成28年2月末日	1,782,979,233	-	10,410	-
	平成28年3月末日	1,890,157,736	-	10,846	-
	平成28年4月末日	1,866,050,330	-	10,589	-
	平成28年5月末日	1,852,421,934	-	10,240	-
	平成28年6月末日	1,811,344,909	-	9,839	-

平成28年7月末日	1,874,506,544	-	10,099	-
-----------	---------------	---	--------	---

(注) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

## 【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成24年1月13日 至 平成24年7月20日	35
第2特定期間	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	225
第3特定期間	自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日	330
第4特定期間	自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	360
第5特定期間	自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日	360
第6特定期間	自 平成26年7月23日 至 平成27年1月20日	480
第7特定期間	自 平成27年1月21日 至 平成27年7月21日	480
第8特定期間	自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日	480
第9特定期間	自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日	480

## 【収益率の推移】

計算期間		収益率（%）
第1特定期間	自 平成24年1月13日 至 平成24年7月20日	5.32
第2特定期間	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	19.64
第3特定期間	自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日	2.59
第4特定期間	自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	2.76
第5特定期間	自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日	5.12
第6特定期間	自 平成26年7月23日 至 平成27年1月20日	11.84
第7特定期間	自 平成27年1月21日 至 平成27年7月21日	0.02
第8特定期間	自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日	10.68
第9特定期間	自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日	1.92

（注）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
------	---------	---------

第1 特定期間	自 平成24年1月13日 至 平成24年7月20日	513,427,850	598,136
第2 特定期間	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	111,716,385	17,801,748
第3 特定期間	自 平成25年1月22日 至 平成25年7月22日	271,187,068	29,215,684
第4 特定期間	自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	123,019,690	39,281,597
第5 特定期間	自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日	117,457,887	39,382,627
第6 特定期間	自 平成26年7月23日 至 平成27年1月20日	344,797,739	88,537,417
第7 特定期間	自 平成27年1月21日 至 平成27年7月21日	374,301,062	51,830,892
第8 特定期間	自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日	208,261,463	105,620,043
第9 特定期間	自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日	213,309,978	66,023,513

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

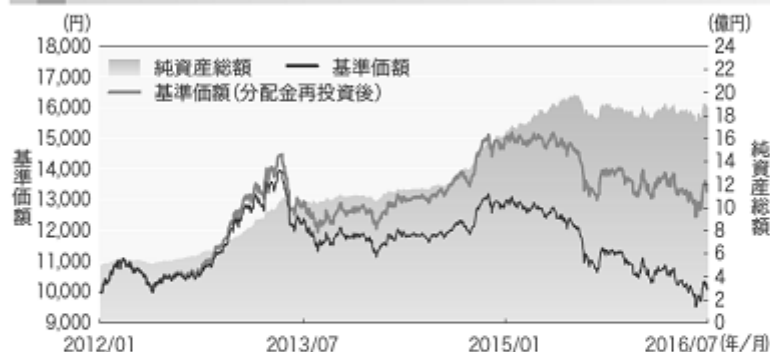
## (参考) 運用実績

データは2016年7月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

### 基準価額・純資産総額

基準価額	10,099円
純資産総額	1,875百万円

### 分配の推移(税引前)

決算期	分配金
2016年 7月20日	80円
2016年 6月20日	80円
2016年 5月20日	80円
2016年 4月20日	80円
2016年 3月22日	80円
直近1年間累計	960円
設定来累計	3,230円

## 主要な資産の状況

### ● 資産別投資比率

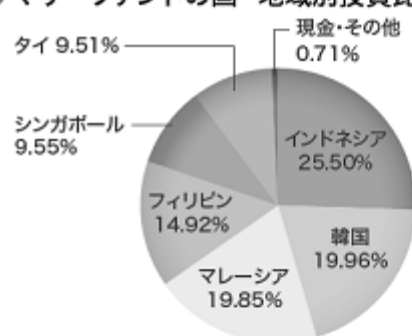
	銘柄名	投資比率
1	しんきんアジア債券マザーファンド	98.41%
2	現金・その他	1.59%

<参考> しんきんアジア債券マザーファンドの状況>

組入上位10銘柄					
	国名	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	韓国	NDFB	3.500%	2024/03/10	13.01%
2	インドネシア	INDOGB	6.125%	2028/05/15	12.97%
3	マレーシア	MGS	4.498%	2030/04/15	8.79%
4	マレーシア	MGS	3.480%	2023/03/15	8.21%
5	韓国	NDFB	4.250%	2021/06/10	6.94%
6	フィリピン	RPGB	5.750%	2021/11/24	6.67%
7	インドネシア	INDOGB	12.900%	2022/06/15	5.55%
8	タイ	THAIGB	3.850%	2025/12/12	4.84%
9	タイ	THAIGB	3.650%	2021/12/17	4.62%
10	インドネシア	INDOGB	10.250%	2027/07/15	3.73%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

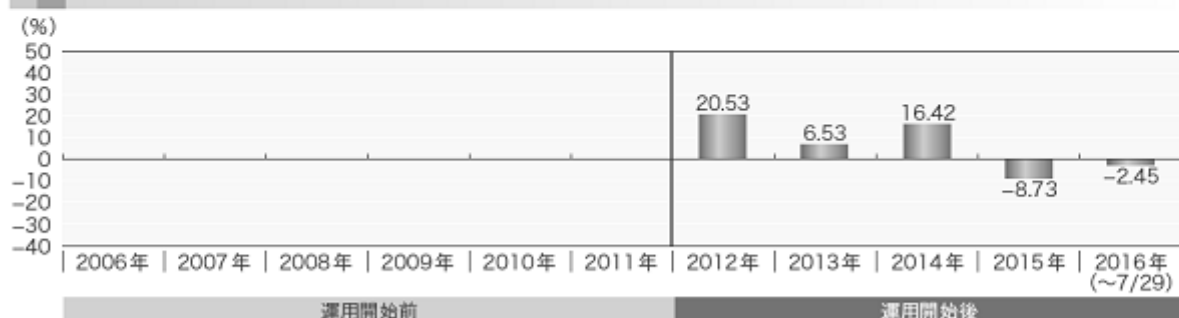
### ● マザーファンドの国・地域別投資比率



※国・地域別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※しんきんアジア債券マザーファンドの純資産総額は、1,845百万円です。

## 年間収益率の推移 (期間: 2006~2016年)



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2012年は1月13日(設定日)からの当ファンドの実績収益率を表示しています。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「ファンドの経理状況」については、以下の内容に更新、訂正されます。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成28年1月21日から平成28年7月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

## (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前期 (平成28年1月20日現在)	注記 番号	当期 (平成28年7月20日現在)
		金額(円)		金額(円)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		50,051,736		31,429,406
親投資信託受益証券		1,745,337,076		1,868,272,616
未収利息		13		
流動資産合計		1,795,388,825		1,899,702,022
資産合計		1,795,388,825		1,899,702,022
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		13,535,208		14,713,499
未払解約金		2,143,328		1,611,064
未払受託者報酬		80,275		80,524
未払委託者報酬		1,926,573		1,932,602
未払利息				87
流動負債合計		17,685,384		18,337,776
負債合計		17,685,384		18,337,776
純資産の部				
元本等				
元本	1, 2	1,691,901,000	1, 2	1,839,187,465
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		85,802,441		42,176,781
(分配準備積立金)		63,104,601		5,470,649
元本等合計		1,777,703,441		1,881,364,246
純資産合計		1,777,703,441		1,881,364,246
負債純資産合計		1,795,388,825		1,899,702,022

## (2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	前期	注記 番号	当期
		(自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日)		(自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日)
		金額(円)	金額(円)	
営業収益				
受取利息		1,438		133
有価証券売買等損益		203,238,555		47,935,540
営業収益合計		203,237,117		47,935,673
営業費用				
支払利息				7,445
受託者報酬		502,472		493,285
委託者報酬		12,059,188		11,838,697
その他費用				1,297
営業費用合計		12,561,660		12,340,724
営業利益又は営業損失( )		215,798,777		35,594,949
経常利益又は経常損失( )		215,798,777		35,594,949
当期純利益又は当期純損失( )		215,798,777		35,594,949
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額( )		872,233		23,391
期首剰余金又は期首欠損金( )		365,726,584		85,802,441
剰余金増加額又は欠損金減少額		29,153,289		9,410,034
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額				152,765
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		29,153,289		9,257,269
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,524,574		3,549,988
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		14,524,574		2,824,537
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額				725,451
分配金	1	79,626,314	1	85,057,264
期末剰余金又は期末欠損金( )		85,802,441		42,176,781

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期	当期
	(平成28年1月20日現在)	(平成28年7月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	期首元本額
	1,589,259,580円	1,691,901,000円
	期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
	208,261,463円	213,309,978円
	期中一部解約元本額	期中一部解約元本額
	105,620,043円	66,023,513円
2 特定期間末日における受益権の総数	1,691,901,000口	1,839,187,465口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
(自平成27年7月22日 至平成28年1月20日)	(自平成28年1月21日 至平成28年7月20日)

1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
<p>第38期 計算期間末における経費控除後の配当等収益3,442,973円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金410,974,101円及び分配準備積立金119,457,902円より分配対象収益は533,874,976円（1万口当たり3,267.32円）であり、分配金を13,071,804円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第44期 計算期間末における経費控除後の配当等収益3,547,511円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金438,852,946円及び分配準備積立金62,770,069円より分配対象収益は505,170,526円（1万口当たり2,961.59円）であり、分配金を13,645,878円（1万口当たり80円）としております。</p>
<p>第39期 計算期間末における経費控除後の配当等収益7,009,204円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金415,236,841円及び分配準備積立金108,696,793円より分配対象収益は530,942,838円（1万口当たり3,230.73円）であり、分配金を13,147,273円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第45期 計算期間末における経費控除後の配当等収益7,777,709円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金445,518,989円及び分配準備積立金52,566,125円より分配対象収益は505,862,823円（1万口当たり2,927.08円）であり、分配金を13,825,674円（1万口当たり80円）としております。</p>
<p>第40期 計算期間末における経費控除後の配当等収益4,645,939円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金421,819,820円及び分配準備積立金102,234,201円より分配対象収益は528,699,960円（1万口当たり3,178.96円）であり、分配金を13,304,972円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第46期 計算期間末における経費控除後の配当等収益4,064,286円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金453,351,712円及び分配準備積立金45,987,043円より分配対象収益は503,403,041円（1万口当たり2,871.10円）であり、分配金を14,026,738円（1万口当たり80円）としております。</p>
<p>第41期 計算期間末における経費控除後の配当等収益4,176,495円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金421,042,379円及び分配準備積立金91,381,014円より分配対象収益は516,599,888円（1万口当たり3,125.31円）であり、分配金を13,223,600円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第47期 計算期間末における経費控除後の配当等収益3,144,059円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金463,574,613円及び分配準備積立金35,917,829円より分配対象収益は502,636,501円（1万口当たり2,809.14円）であり、分配金を14,314,231円（1万口当たり80円）としております。</p>
<p>第42期 計算期間末における経費控除後の配当等収益5,709,115円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金427,013,760円及び分配準備積立金81,131,636円より分配対象収益は513,854,511円（1万口当たり3,080.78円）であり、分配金を13,343,457円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第48期 計算期間末における経費控除後の配当等収益5,118,165円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金471,232,599円及び分配準備積立金24,602,028円より分配対象収益は500,952,792円（1万口当たり2,757.93円）であり、分配金を14,531,244円（1万口当たり80円）としております。</p>
<p>第43期 計算期間末における経費控除後の配当等収益3,278,177円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金434,385,589円及び分配準備積立金73,361,632円より分配対象収益は511,025,398円（1万口当たり3,020.42円）であり、分配金を13,535,208円（1万口当たり80円）としております。</p>	<p>第49期 計算期間末における経費控除後の配当等収益5,061,871円、経費控除後の有価証券売買等損益0円、収益調整金477,454,922円及び分配準備積立金15,122,277円より分配対象収益は497,639,070円（1万口当たり2,705.75円）であり、分配金を14,713,499円（1万口当たり80円）としております。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日)	当期 (自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成28年1月20日現在)	当期 (平成28年7月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	前期 (平成28年1月20日現在)	当期 (平成28年7月20日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	54,613,084円	83,092,285円
合計	54,613,084円	83,092,285円

## (デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成28年1月20日現在)	当期 (平成28年7月20日現在)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成27年7月22日 至 平成28年1月20日)	当期 (自 平成28年1月21日 至 平成28年7月20日)
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

前期 (平成28年1月20日現在)	当期 (平成28年7月20日現在)
1口当たり純資産額 1.0507円 (1万口当たり純資産額 10,507円)	1口当たり純資産額 1.0229円 (1万口当たり純資産額 10,229円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんアジア債券 マザーファンド	1,298,764,419	1,868,272,616	
親投資信託受益証券 合計		1,298,764,419	1,868,272,616	
合計		1,298,764,419	1,868,272,616	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

## （参考情報）

当ファンドは、「しんきんアジア債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんアジア債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

## 財務諸表

## しんきんアジア債券マザーファンド

## （1）貸借対照表

区分		平成28年1月20日現在	平成28年7月20日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		30,013,573	27,022,417
コール・ローン		24,488,146	5,493,881
国債証券		1,679,340,252	1,841,066,883
未収利息		11,416,420	11,192,500
前払費用		130,622	184,502
流動資産合計		1,745,389,013	1,884,960,183
資産合計		1,745,389,013	1,884,960,183
負債の部			
流動負債			
未払金			16,701,588
未払利息			15
流動負債合計			16,701,603
負債合計			16,701,603
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	1,246,046,317	1,298,764,419
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		499,342,696	569,494,161
元本等合計		1,745,389,013	1,868,258,580
純資産合計		1,745,389,013	1,868,258,580
負債純資産合計		1,745,389,013	1,884,960,183



## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	平成28年 1月20日現在	平成28年 7月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 1,233,253,763円 期中追加設定元本額 60,149,134円 期中一部解約元本額 47,356,580円</p>	<p>期首元本額 1,246,046,317円 期中追加設定元本額 52,718,102円 期中一部解約元本額 0円</p>
元本の内訳	<p>しんきんアジア債券ファンド (毎月決算型) 1,246,046,317円 合計 1,246,046,317円</p>	<p>しんきんアジア債券ファンド (毎月決算型) 1,298,764,419円 合計 1,298,764,419円</p>
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,246,046,317口	1,298,764,419口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 7月22日 至 平成28年 1月20日	自 平成28年 1月21日 至 平成28年 7月20日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成28年 1月20日現在	平成28年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）  
売買目的有価証券

	平成28年 1月20日現在	平成28年 7月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	22,544,231円	83,919,416円
合計	22,544,231円	83,919,416円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成28年 1月20日現在	平成28年 7月20日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成27年 7月22日 至 平成28年 1月20日	自 平成28年 1月21日 至 平成28年 7月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

平成28年 1月20日現在	平成28年 7月20日現在
1口当たり純資産額 1.4007円 (1万口当たり純資産額 14,007円)	1口当たり純資産額 1.4385円 (1万口当たり純資産額 14,385円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	シンガポールドル	SIGB 2.250 06/01/21	600,000.00	627,240.00	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 3.125 09/01/22	750,000.00	826,537.50	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 3.500 03/01/27	700,000.00	817,257.00	
シンガポールドル 小計			2,050,000.00	2,271,034.50 (177,572,187)	
国債証券	マレーシアリングイット	MGS 3.480 03/15/23	5,900,000.00	5,902,832.00	
国債証券	マレーシアリングイット	MGS 4.181 07/15/24	1,800,000.00	1,883,394.00	
国債証券	マレーシアリングイット	MGS 4.498 04/15/30	6,000,000.00	6,307,980.00	
マレーシアリングイット 小計			13,700,000.00	14,094,206.00 (370,818,559)	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.250 06/16/17	5,000,000.00	5,081,800.00	

国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.650 12/17/21	26,000,000.00	28,636,920.00	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.850 12/12/25	21,000,000.00	24,422,160.00	
タイバーツ 小計			52,000,000.00	58,140,880.00 (176,166,866)	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 4.125 08/20/24	23,000,000.00	24,339,520.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 5.375 03/01/27	24,000,000.00	28,166,880.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 5.750 11/24/21	49,000,000.00	55,679,190.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 8.000 07/19/31	10,000,000.00	15,478,200.00	
フィリピンペソ 小計			106,000,000.00	123,663,790.00 (279,480,165)	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 10.250 07/15/27	7,000,000,000.00	8,576,680,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 12.900 06/15/22	10,000,000,000.00	12,794,900,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 6.125 05/15/28	33,000,000,000.00	29,911,860,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 7.000 05/15/27	7,000,000,000.00	6,873,510,000.00	
インドネシアルピア 小計			57,000,000,000.00	58,156,950,000.00 (471,071,295)	
国債証券	ウォン	NDFB 3.500 03/10/24	2,200,000,000.00	2,565,398,000.00	
国債証券	ウォン	NDFB 4.250 06/10/21	1,200,000,000.00	1,373,868,000.00	
ウォン 小計			3,400,000,000.00	3,939,266,000.00 (365,957,811)	
国債証券 合計				1,841,066,883 (1,841,066,883)	
合計				1,841,066,883 (1,841,066,883)	

注1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	9.6%
マレーシアリングット	国債証券 3 銘柄	100.0%	20.1%
タイバーツ	国債証券 3 銘柄	100.0%	9.6%
フィリピンペソ	国債証券 4 銘柄	100.0%	15.2%
インドネシアルピア	国債証券 4 銘柄	100.0%	25.6%
ウォン	国債証券 2 銘柄	100.0%	19.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

訂正後の内容を記載しています。

## 【純資産額計算書】

	平成28年7月20日現在
資産総額	1,875,133,327 円
負債総額	626,783 円
純資産総額（ ）	1,874,506,544 円
発行済数量	1,856,146,408 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0099 円

## (参考) しんきんアジア債券マザーファンド

	平成28年7月20日現在
資産総額	1,844,788,847 円
負債総額	5 円
純資産総額（ ）	1,844,788,842 円
発行済数量	1,298,764,419 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4204 円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

訂正後の内容を記載しています。

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

##### (2) 当社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 商品企画体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

###### 運用体制

###### ・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

###### ・リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

#### コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記は2016年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2016年7月29日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	58	750,872
単位型公社債投資信託	1	10,110
単位型株式投資信託	22	67,258
合計	81	828,242

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。



### 3【委託会社等の経理状況】

平成28年3月25日をもって提出した有価証券届出書につきまして、委託会社が第26期事業年度の決算を迎えたこと、および本日有価証券報告書を提出したことに伴い、以下のとおり「3 委託会社等の経理状況」の情報を更新します。

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## 1 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*2		2,215,142		2,749,956
前払費用			10,006		12,646
未収入金			93		-
未収委託者報酬			349,768		412,264
未収運用受託報酬	*2		26,237		19,480
未収収益			60		82
繰延税金資産			34,771		36,340
その他の流動資産			602		519
流動資産計			2,636,683		3,231,291
固定資産					
有形固定資産	*1		87,558		88,010
建物		71,343		64,057	
器具備品		16,214		23,953	
無形固定資産			91,141		91,905
ソフトウェア		89,719		90,619	
電話加入権		959		959	
その他		461		325	
投資その他の資産			1,360		1,003
長期前払費用		1,360		1,003	
固定資産計			180,060		180,919
資産合計			2,816,743		3,412,210

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			272,107		296,395
未払手数料	*2	214,533		242,684	
その他未払金		57,574		53,710	
未払法人税等			154,809		183,587
未払消費税等			64,897		38,411
未払事業所税			1,824		1,865
前受収益			4,194		6,432
賞与引当金			59,425		67,423
その他の流動負債			2,854		2,876
流動負債計			560,114		596,993
固定負債					
退職給付引当金			87,723		90,618
役員退職慰労引当金			13,147		25,170
固定負債計			100,870		115,788
負債合計			660,985		712,781
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			2,155,758		2,699,429
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			1,955,758		2,499,429
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		1,953,758		2,497,429	
別途積立金		1,410,000		1,800,000	
繰越利益剰余金		543,758		697,429	
純資産合計			2,155,758		2,699,429
負債・純資産合計			2,816,743		3,412,210

## ( 2 ) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日		当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			3,374,352		4,016,300
運用受託報酬	*1		249,934		221,945
営業収益計			3,624,287		4,238,246
営業費用					
支払手数料	*1		1,688,671		2,015,995
広告宣伝費			12,951		17,795
調査費			366,051		374,952
調査研究費		277,982		295,600	
委託調査費		88,069		79,352	
営業雑経費			52,513		57,761
印刷費		46,134		51,186	
郵便料		273		203	
電信電話料		2,128		2,260	
協会費		3,977		4,110	
営業費用計			2,120,188		2,466,505
一般管理費					
給料			521,805		536,903
役員報酬		39,249		41,999	
給料・手当		345,982		345,983	
賞与		62,302		66,649	
法定福利費		63,604		67,918	
福利厚生費		3,960		4,911	
その他給料		6,704		9,440	
賞与引当金繰入			59,425		67,423
退職給付費用			55,098		62,698
役員退職慰労引当金繰入			7,812		12,022
交際費			3,560		4,029
旅費交通費			7,958		9,634
租税公課			8,788		13,281
不動産賃借料			63,121		62,740
固定資産減価償却費			40,515		45,195
諸経費			112,692		125,507
一般管理費計			880,777		939,437
営業利益			623,321		832,303
営業外収益					
受取利息	*1		432		507
その他営業外収益			120		281
営業外収益計			553		788
営業外費用					
雑損失			245		358
営業外費用計			245		358
経常利益			623,629		832,733

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日		当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日	
		金 額		金 額	
特別損失		千円	千円	千円	千円
固定資産除却損			60		3,556
特別損失計			60		3,556
税引前当期純利益			623,568		829,176
法人税、住民税および事業税			236,064		287,074
法人税等調整額			377		1,568
当期純利益			387,882		543,670

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,150,000	415,876	1,567,876	1,767,876	1,767,876
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			260,000	260,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				387,882	387,882	387,882	387,882
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			260,000	127,882	387,882	387,882	387,882
当期末残高	200,000	2,000	1,410,000	543,758	1,955,758	2,155,758	2,155,758

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,410,000	543,758	1,955,758	2,155,758	2,155,758
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			390,000	390,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				543,670	543,670	543,670	543,670
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			390,000	153,670	543,670	543,670	543,670
当期末残高	200,000	2,000	1,800,000	697,429	2,499,429	2,699,429	2,699,429

[次へ](#)

## 重要な会計方針

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>建 物</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	～	50年	器具備品	3年	～	20年
建 物	3年	～	50年						
器具備品	3年	～	20年						
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

## \* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
建 物	46,437千円	51,907千円
器具備品	33,757千円	26,302千円

## \* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
普通預金	1,113,980千円	1,523,880千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	3,413千円	2,558千円
未払手数料	120,615千円	126,284千円

## (損益計算書関係)

## \* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
運用受託報酬	141,951千円	141,022千円
受取利息	399千円	477千円
支払手数料	1,447,423千円	1,678,370千円



## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,215,142	2,215,142	
(2)未収委託者報酬	349,768	349,768	
(3)未収運用受託報酬	26,237	26,237	
資産計	2,591,148	2,591,148	
(4)未払手数料	214,533	214,533	
(5)その他未払金	57,574	57,574	
(6)未払法人税等	154,809	154,809	
(7)未払消費税等	64,897	64,897	
(8)未払事業所税	1,824	1,824	
負債計	493,639	493,639	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	2,215,015	2,215,015	
(2)未収委託者報酬	349,768	349,768	
(3)未収運用受託報酬	26,237	26,237	
合計	2,591,021	2,591,021	

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,749,956	2,749,956	
(2)未収委託者報酬	412,264	412,264	
(3)未収運用受託報酬	19,480	19,480	
資産計	3,181,701	3,181,701	
(4)未払手数料	242,684	242,684	
(5)その他未払金	53,710	53,710	
(6)未払法人税等	183,587	183,587	
(7)未払消費税等	38,411	38,411	
(8)未払事業所税	1,865	1,865	
負債計	520,259	520,259	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	2,749,836	2,749,836	
(2)未収委託者報酬	412,264	412,264	
(3)未収運用受託報酬	19,480	19,480	
合計	3,181,582	3,181,582	

[次へ](#)

## （有価証券関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

## 2．確定給付制度

## （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	76,892	87,723
退職給付費用	12,398	11,871
退職給付の支払額	1,568	8,976
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	87,723	90,618

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	87,723	90,618
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,723	90,618
退職給付引当金	87,723	90,618
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	87,723	90,618

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 12,398	千円 11,871

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 36,120千円、当事業年度 35,789千円であります。

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,549,255,614	1,659,830,986
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注)	1,738,229,677	1,824,563,577
差引額	188,974,062	164,732,591
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(平成26年3月分) 0.0568%	(平成27年3月分) 0.0607%
(3) 補足説明	上記(1)の差引額の主な要因 は、年金財政計算上の過去の勤務債 務残高210,459,589千円および年金財 政計算上の別途積立金21,485,526千 円であります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間16年10か月の元利均 等定率償却であります。	上記(1)の差引額の主な要因 は、年金財政計算上の過去の勤務債 務残高247,567,203千円および年金財 政計算上の別途積立金82,834,612千 円であります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。

[前へ](#) [次へ](#)

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
賞与引当金繰入限度超過額	19,669	20,807
役員退職慰労引当金	4,351	7,767
退職給付引当金繰入限度超過額	29,036	27,964
未払事業税	10,954	11,333
未払事業所税	603	575
その他	3,543	3,624
繰延税金資産 小計	68,159	72,072
評価性引当額	33,388	35,732
繰延税金資産 合計	34,771	36,340
繰延税金資産の純額	34,771	36,340
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産 繰延税金資産	34,771	36,340

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)
法定実効税率	35.64%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.60%	
住民税均等割	0.08%	
評価性引当額の増減	1.07%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.43%	
その他	0.02%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.80%	

## 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.86%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が2,637千円減少し、法人税等調整額が2,637千円増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

## （セグメント情報等）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	141,951

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	141,022

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

[前へ](#) [次へ](#)



## ( 関連当事者情報 )

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## (1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬  投資信託 の代行手 数料  事務所 賃借料  出向者 人件費	141,951 千円  1,447,423 千円  49,943 千円  127,450 千円	未収 運用受託 報酬  未払 手数料	3,413 千円  120,615 千円

## (2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	215,285 千円	未払 手数料	46,642 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

## 2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	690,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬  投資信託 の代行手 数料  事務所 賃借料  出向者 人件費	141,022 千円  1,678,370 千円  49,958 千円  144,099 千円	未収 運用受託 報酬  未払 手数料	2,558 千円  126,284 千円

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	308,409 千円	未払 手数料	73,117 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため記載しておりません。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

[前へ](#) [次へ](#)

## （ 1株当たり情報）

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額	538,939円70銭	674,857円36銭
1株当たり当期純利益金額	96,970円53銭	135,917円66銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
当期純利益金額	387,882千円	543,670千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	387,882千円	543,670千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

## （ 重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

訂正後の内容を記載しています。

#### 1 - (1) 名称

信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

#### (2) 資本金の額

490,998百万円（平成28年3月末現在）

#### (3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

#### 2 - (1) 名称

株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

#### (2) 資本金の額

10,000百万円（平成28年3月末現在）

#### (3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

#### <再信託受託会社の概要>

##### ・名称

資産管理サービス信託銀行株式会社

##### ・資本金の額 50,000百万円（平成28年3月末現在）

##### ・事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月6日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月25日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御 中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成28年1月21日から平成28年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成28年7月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。